

社会福祉施設等における利用者の安全確保及び
非常災害時の体制整備について

福島県高齢福祉課

○平成28年8月31日の岩手県の認知症高齢者グループホームでの暴風や豪雨による被害発生を受けて、9月9日付けで厚生労働省から各施設種別に応じ「利用者の安全確保」及び「非常災害時の体制整備の強化・徹底」に関する通知が発出され、各施設種別ごとに県から通知したところである。(別紙資料3-1)

○各施設においては、通知などを参考に、利用者の安全確保のため、非常災害対策の体制整備の強化等に取り組むこと。

○水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定をすること。

○平成28年内に水害・土砂災害を含む避難訓練を実施すること。

※非常災害対策計画策定と避難訓練実施は、平成28年末時点での状況を照会する予定。

28生福第3290号

平成28年9月16日

各介護老人福祉施設の長
各介護老人保健施設の長
各介護療養型医療施設の長
各養護老人ホームの長 様
各軽費老人ホームの長
各有料老人ホームの長
各短期入所生活介護の長
(中核市所管分を除く)

福島県高齢福祉課長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の
強化・徹底について(通知)

このことについて、別紙のとおり厚生労働省から通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、国通知の記の1、2に記載した「情報の把握及び避難の判断について」、「非常災害対策計画の策定及び避難訓練について」の記載内容に留意され、利用者の安全を確保するため十分な非常災害対策を講じてくださるようお願いいたします。

なお、記の3に記載のとおり、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画を策定していない場合、策定しているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善するようにしてください。また、避難訓練についても、水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立ててくださるよう、対応をお願いいたします。

さらに、(別紙)記載の調査項目案(予定)について、本年末時点の状況を調査・把握することになりますので、その際は改めて御協力をお願いします。

おって、国通知及び国通知記載の【参考となる資料】については、分量が多いため、福島県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用願います。(福島県ホームページ>組織でさがす>保健福祉部高齢福祉課>お知らせを開くと、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」で掲示しております。)

(事務担当 高齢福祉課 主任主査 佐藤利久 024-521-7164)

老総発 0909 第 1 号
老高発 0909 第 1 号
老振発 0909 第 1 号
老老発 0909 第 1 号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部(局)宛
中核市

厚生労働省老健局長
務 課 長
(公 印 省 略)
高齢者支援課 長
(公 印 省 略)
振 興 課 長
(公 印 省 略)
老人保健課 長
(公 印 省 略)

0901 第 1 号、障障発 0901 第 1 号、老高発 0901 第 1 号)の各通知及び関係法令に基づき、介護保険施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下介護保険施設等へ周知いただくとともに、都道府県、市町村におかれましては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただきますようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設に加えて、通所サービスも含めて対応いただくとともに、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

介護保険施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の公的機関による情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を介護保険施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 27 年 8 月 19 日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定められた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添 1「水害や土砂災害から命を守るために!~社会福祉施設など災害時要配慮者利用者施設の管理者の皆様へ~」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添 2「今後の水害等に備

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化(徹底)について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

介護保険施設等は、自力避難困難な方も多く利用されていることから、介護保険施設等においては、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「介護保険施設等における防災対策の強化について」(平成 24 年 4 月 20 日老総発 0420 第 1 号、老高発 0420 第 1 号、老振発 0420 第 1 号、老老発 0420 第 1 号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号、社援基発

えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる突如性のあるものとする。ことが重要であり、別添3～5の資料も参考としながら、各介護保険施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)等
- ・ 関係機関との連携体制

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必

要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、特に、地域密着型サービスにおいては、「運営推進会議」等において、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて介護保険施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3～5の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために!～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))

(別添3)「防災ガイドBOOK(震災対応編)」(平成25年11月全国グループホーム連合会)

<http://gh-japan.net/pdf/disaster-prevention-guide.pdf>

(別添4)「土砂災害(河川の氾濫)対応マニュアル」(平成28年9月神戸市老人福祉施設連盟災害対策委員会)

(別添5)「高齢者施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部)よりチエックシート等を抜粋

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi_287.html

(別紙)

調査項目案(予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。

- ・介護保険施設等の立地条件
- ・災害に関する情報の入手方法
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・避難を開始する時期、判断基準
- ・避難場所
- ・避難経路
- ・避難方法
- ・災害時の人員体制、指揮系統
- ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを含む。)
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・短期入所生活介護
- ・通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)(認知症対応型通所介護を含む)

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

介護保険施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の
策定状況及び避難訓練の実施状況についての把握及び報告について

総務課認知症施策推進
課
振 興 課
老 人 保 健 課

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

(1) 9月9日付け通知について

先般の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生による被害を踏まえ、9月9日付
けで「介護保険施設等における利用者の安全確保及び災害発生時の体制整備の強化・徹底
について」(老総発 0909 第 1 号・老高発 0909 第 1 号・老老発 0909 第 1 号・老老発 0909
第 1 号。以下「通知」という。)を発出している。

通知の記の3においては、都道府県及び市町村に対し、介護保険施設等における水害・
土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、遅
くとも年内までに改善されるよう指導・助言を行うとともに、避難訓練についても、遅く
とも避難訓練実施の予定を年内までに立てるよう指導・助言を行うこととした上で、通
知別紙3に記載する対象施設における今年末の状況について、都道府県又は市町村におい
て把握し、報告いただくこととしているところである。

(2) 対象施設の追加について

今般、通知紙3に記載する対象施設に加えて、通所介護、通所リハビリテーション、
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護についても、今年末における非常災害対策計
画の策定及び避難訓練の実施の状況を、都道府県又は市町村において把握し、報告いただ
くこととするので、各都道府県・市町村においては、あらかじめ御了知をおおきください。

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底に
ついて

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風
第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ま
しい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設と同様、自力避難困難な方も多く利用
されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に
備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31
日社発第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における
非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発
0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通
知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、
指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべ
き事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ
周知いただくとともに、都道府県等におかれましては、水害・土砂災害を含む非常災害時の
計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、そ
の結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 情報の把握及び避難の判断について
障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとるようにすること。
このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。
また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。
特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・福祉局福祉基盤課、社会・福祉局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

- 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について
障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の事情にも鑑みた災害にも対応できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

【具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件(地形等)
- ・ 災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報系令」時等)
- ・ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統(災害時の作業方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・ 関係機関との連携体制

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。
上記に記載した留意事項は、今般の事業の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえ、障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

調査項目案 (予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。

- ・ 障害者支援施設等の立地条件
- ・ 災害に関する情報の入手方法
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
- ・ 避難場所
- ・ 避難経路
- ・ 避難方法
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
- ・ 関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成 28 年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設等

- ・ 障害者支援施設 ・ 療養介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 共同生活援助事業所
- ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援事業所 ・ 医療型児童発達支援事業所 ・ 放課後等デイサービス事業所 ・ 児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。
 ※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等が
 ありうる。

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成 28 年9月2

日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成

26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

雇児総発 0909 第2号
平成 28 年 9 月 9 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)

児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備
の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

児童福祉施設等は、災害発生時の避難に当たって支援を要する者が利用していることから、利用児童等の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまでも「社会福祉施設における防災対策の強化について」(昭和58年12月17日社施第121号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、児童福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところでありますが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下児童福祉施設等へ周知いたされたいと、都道府県、市町村におかれましては、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。なお、下記1、2に記載する留意点については、下記3に記載する調査対象施設以外においてもご参考としてくださいますようお願いいたします。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

記

1 情報の把握及び避難の判断について

児童福祉施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用児童等の安全を確保するための行動をとるようにすること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を児童福祉施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために!～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経緯のみに頼ることなく、利用児童等の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課))を参照願いたい。

2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

児童福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画(以下「非常災害対策計画」という。)を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみでは

なく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域の事情にも鑑みた災害にも対処できるものとする。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用児童等の安全が確保できる実効性のあるものとする。重要であり、別添3～4の資料も参考としながら、各児童福祉施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とする。(施設が所在する都道府県等で防災計画の指針等が示されている場合には、当該指針等に基づき策定するものとする。)

【具体的な項目例】

- ・児童福祉施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用児童の年齢や発達に応じた避難方法等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、必要に応じて夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。

非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力することとし、地域の関係者と課題や対応策を共有しておくこと。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて児童福祉施設等における非常災害対策を講じること。

3 点検及び指導・助言について

都道府県及び市町村は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、児童福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合には、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、年末時点の状況を都道府県又は市町村において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために!～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設

の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難態勢の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2

日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、

社会・援護局障害福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

(別添3)「保育施設のための防災ハンドブック」(経済産業省作成)

<http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/bousai2.pdf>

(別添4)「児童福祉施設における防災計画作成指針」(平成25年1月石川県健康福祉部少子化

対策監室)

<http://www.pref.fishikawa.lg.jp/kosodate/bousai/documents/manual.pdf>

(別紙)

調査項目案(予定)

1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
 - ・児童福祉施設等の立地条件
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所
 - ・避難経路
 - ・避難方法
 - ・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定時期はいつか。

3 対象施設

- ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園
- ・児童厚生施設(児童館・児童センター) ・児童養護施設
- ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・家庭的保育事業所
- ・小規模保育事業所 ・事業所内保育事業所 ・児童相談所一時保護施設
- ・婦人相談所一時保護施設 ・認可外保育施設 ・自立援助ホーム ・婦人保護施設
- ・放課後児童クラブ

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

災害に関する情報

(参考)

市町村から発令される避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」の3つがあります。

これらの避難情報が発令された際に取りるべき避難行動は次のとおりです。

避難情報の種類	対 応
避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(災害時) 要配慮者は、立ち退き避難する。</u> ・ 上記以外の者については、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。 ・ 特に、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難する。</u> (ただし、土砂災害や水位周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意する)。 ・ 小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地下空間や局所的に低い土地に限定されるため、地下空間にいる場合は安全な区域に速やかに移動する。 ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、<u>「屋内での安全確保措置」(屋内のより安全な場所への移動)</u>をとる。
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難をちゅうちょしていた場合は、<u>直ちに立ち退き避難する。</u> ・ 指定緊急避難場所への<u>立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない</u>と自ら判断する場合には、<u>近隣のより安全な建物等への避難</u>や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、<u>屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置</u>をとる。 ・ 津波災害から、立ち退き避難する。

※ 二重下線は、社会福祉施設等が特に留意すべき部分です。